

図書館の運営概要について

1. 指定管理者制度を導入する施設

- 恵庭市立図書館（恵み野西 5 丁目 1 0 番 2）
- 恵庭市立図書館恵庭分館（緑町 2 丁目 2 番 2 号）
- 恵庭市立図書館島松分館（島松仲町 1 丁目 8 番 1 号）

2. 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 2 年 3 月 3 1 日（3 年間）

3. 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター 代表取締役 石井 昭

4. 開館時間・休館日

		平成 2 9 年 4 月 1 日以降			現 行
本 館	開館時間	● 火～金曜日 10：00～20：00 ● 土日・休日 10：00～18：00	開館時間	● 火・金曜日 10：00～18：00 ● 水・木曜日 10：00～20：00 ● 土日・休日 10：00～17：00 ● 毎月最終金曜日 13：00～18：00	
	休館日	● 月曜日（但し、休日は開館） ● 年末年始(12月 29 日～1 月 3 日) ● 毎月最終金曜日 (但し、休日は開館)	休館日	● 月曜日 ● 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ● 特別図書整理期間 (6 月の連続する 7 日間)	
恵庭分館 島松分館	開館時間	● 火～日曜日 10:00～17：00	開館時間	● 火～日曜日 10:00～17：00	
	休館日	● 月曜日（但し、休日は開館） ● 年末年始(12月 29 日～1 月 3 日) ● 特別図書整理期間 (6 月の連続する 3 日間) ● 毎月最終金曜日 (但し、休日は開館)	休館日	● 月曜日 ● 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ● 特別図書整理期間 (6 月の連続する 7 日間)	

上記表中の「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 条）に規定する休日をいう。